



大阪市港区役所広告付き番号案内表示機等

設置及び運用事業者募集要項



令和 8 年 10 月

大 阪 市 港 区

目 次

ページ

1	施設の概要	1
2	募集内容	1
3	応募資格要件	1
4	設置条件等	2
5	応募申込手続等	3
6	質疑書の提出及び回答	4
7	価格提案書の提出及び審査	4
8	使用許可申請手続	6
9	設置予定事業者決定の取消し	6
10	その他	6
11	本要項に記載する書類の提出先及び担当窓口	7

大阪市港区役所広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業者募集要項

来庁者への情報発信を充実させ、本市の財源を確保することを目的として、区役所庁舎内に広告付き番号案内表示機等を設置することにより、窓口業務の効率化等市民サービスの向上と自主財源の確保を行いながら、行政情報の発信、地域経済の活性化を図ることを目的とし、次のとおり設置及び運用事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

1 施設の概要

名称	大阪市港区役所 1 階
所在地	大阪市港区市岡 1 丁目 15 番 25 号
開庁時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで ※ただし、金曜日は午後 7 時まで
開庁日	月曜日から金曜日及び毎月第 4 日曜日 ※ただし、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は除く。 ※繁忙期は臨時に開庁する場合あり。

2 募集内容

（1）業務名称

大阪市港区役所広告付き番号案内表示機等設置及び運用業務

（2）業務内容

「大阪市港区役所広告付き番号案内表示機等設置事業者募集仕様書」のとおり

（3）最低使用料（月額・税抜）55,000 円

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人事業者に限り応募することができます。

- （1）大阪市内に本店又は支店・営業所があること
- （2）「令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）」において、当該名簿上の「承認種目」を「04 映画等製作・広告・催事、印刷 — 02 広告代行」で登録していること
- （3）広告事業について 3 年以上の実績を有すること
- （4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- （5）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- （6）大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- （7）国税及び大阪市税を完納し、滞納がないこと
- （8）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと
- （9）大阪市が実施した事業者の公募において、企画提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者でないこと

4. 設置条件等

(1) 事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き番号案内表示機等を設置し使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用するものとします。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は原則として 1 年間（ただし、初年度のみ令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 ヶ月）とします。令和 9 年 4 月 1 日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪市が設定した公募条件を変更しないことを前提として申請を行うことにより、最長、令和 14 年 1 月 31 日までの間、使用許可を受けることができます。

更新しない場合は許可期間終了前 3 ヶ月前（初年度については 1 ヶ月前）までに、書面にて意思表示をしてください。

更新する場合には、許可期間終了の 30 日前までに継続申請を書面で行っていただきます。

※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新できるものではありません。また使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とします。

(3) 使用料等

本市が設定する最低使用料（月額・税抜）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用料は使用許可日からの負担とします。応募価格は、月額使用料（税抜）を記入してください。また、月額使用料には、行政財産の目的外使用料に広告料を加えた価格を記入してください。（電気料相当額については、別途徴収しますので含まないでください。）

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等（10%）を加算します。

また、使用料の納付は、申請に基づく使用許可期間分の使用料を本市が指定する期間までに前納するものとします。

(4) 保証金

使用事業者は、保証金として、使用料（消費税等を加算したもの）の 3 月分を保証金として、別途発行する納入通知書により、一括で納入期限までに納付しなければなりません。ただし、使用料全額前納を条件に免除します。

(5) 使用料等以外の必要経費の負担

- ① 機器の設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用
- ② 電気使用料相当額（大阪市港区役所庁舎における各年度の直近 1 年平均の電気使用料単価に「広告付き番号案内表示機等の規格上の年間消費量」を乗じて得た額（但し、10 円未満の端数は切り捨てる。）を原則として、大阪市が算出します。）

(6) 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び仕様書を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ② 広告放映にあたっては、関係法令及び「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市港区役所における広告掲載要領」を遵守し、事前に区役所の承認を得た上で放映してください。
- ③ 機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで「安全設置」してください。
- ④ 設置機器のトラブルや広告内容については、設置事業者において迅速に対応してください。

5. 応募申込手続等

(1) 応募申込

① 申込受付期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月6日（金）まで
午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時は除く。）
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

② 申込受付場所

大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所6階）
大阪市港区役所総務課（総務・人材育成グループ）
電話：06-6576-9937

③ 申込みに必要な書類

（ア）応募申込書（本市所定様式）

（イ）誓約書（本市所定様式）

（ウ）設置予定機器の仕様書（様式自由）

（エ）〔法人〕印鑑証明書

〔個人〕印鑑登録証明書

（オ）〔法人〕登記事項証明書又は登記簿謄本（登録事項証明の場合は「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書。）

〔個人〕住民票の写し

※（エ）及び（オ）については発行後3ヶ月以内のものに限ります。

（カ）国税及び大阪市の税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し

国税は納税証明書（その3）に限ります。

（キ）事業概要

会社概要等、事業内容がわかるものであれば様式は自由です。

（ク）「3. 応募資格要件(3)」にかかる実績について証する書類

(2) 申込手続

受付期間内に上記必要書類を受付場所に直接お持ちください。

(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

6. 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

本募集要項に関する質問については電子メールにて提出してください。(様式は問いません)

質問に対する回答要旨は港区ホームページ

【<https://www.city.osaka.lg.jp/minato/category/3165-1-6-0-0-0-0-0-0-0.html>】に掲載します。

質問受付期間 令和8年10月26日(月) から令和8年11月6日(金) 午後5時30分まで

電子メール送信先 大阪市港区役所総務課 (minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp)

質問回答予定 令和8年11月12日(木)

7. 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和8年11月19日(木)

価格提案書提出 午前10時00分から午前10時30分まで

価格提案審査 午前10時30分から

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市港区役所 6階 601 会議室

(3) 提出書類等(当日お持ちいただくもの)

名称	様式	部数	内容
価格提案書	様式3	1部	所定の用紙に必要事項を記入
委任状	様式4	1部	(代理人により応募しようとする場合) 所定の用紙に必要事項を記入
実印	—	—	代理人により応募しようとする場合は、委任状に押印した印鑑

(4) 価格提案書の投函方法

- ① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上(写しは不可)、入札箱に投函してください。
- ② 応募は、代理人に行わせることができますが、その際には、委任状を提出することとします。
- ③ 委任状は、価格提案書とは別に1部のみ作成し、価格提案審査当日に受付で提出して下さい。
価格提案書に添付する必要はありません。

(5) 応募価格（提案使用料）の表示

応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。なお、月額使用料は、行政財産の目的外使用料に広告料を加えた金額を記入してください。

(6) 価格提案書の手換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の手換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出時限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの
- ⑥ 同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの
- ⑦ 同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
- ⑧ 同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- ⑪ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの
- ⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としします。

なお、価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

- ① 最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定価格を回答するとともに、ホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8. 使用許可申請手続

設置予定事業者に決定した者は、令和9年1月15日（金）までに行政財産使用許可申請書を提出してください。

なお、行政財産使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

9. 設置予定事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10. その他

- (1) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または設置予定事業者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。
- (3) モニター装置撤去に際しては、使用行政財産の原状回復をしてください。
- (4) 放映時間については、窓口受付時間と合わせるため、変更することがあります。
- (5) 掲載期間内であっても、移転やレイアウトの変更等により、やむを得ず、本広告掲載事業の一部又は全部を中止することがあります。
- (6) 設置場所については、協議の上変更することがあります。
- (7) 本市は、動画広告の放映期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、放映を中止することができるものとします。その場合、事業者は、モニター

装置を撤去するなど区役所庁舎の原状回復をしていただくことになります。

(8) 港区役所の来庁者数については、1,000 人程度／1 日（平均）※参考値となります。

11. 本要項に記載する書類の提出先及び担当窓口

大阪市港区役所総務課（総務・人材育成グループ）

〒552-8510 大阪市港区市岡 1 丁目 15 番 25 号 港区役所 6 階

（電話：06-6576-9937）